

平成22年5月24日

「窓の断熱性能表示制度」の改正について

窓の断熱性に係る情報を一般消費者によりわかりやすく提供するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律第86条に基づいて制定した「住宅の窓を製造し、加工し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針」を改正しましたので公表いたします。

1. 改正の背景・内容

従来の指針では、「窓」に加え、「ガラス」及び「サッシ」のそれぞれに、断熱性能に係る情報提供を星印による4段階評価で行うことが可能となっていました。次のような課題が生じておりました。

- (1) ガラス表示とサッシ表示が並列して表示されているため、消費者アンケートの結果では、「わかりやすい」との声が4割を切っている状況。
- (2) ガラス4つ星とサッシ4つ星の表示が、窓としての4つ星性能を担保していない場合がある。
- (3) 現行は断熱性能を表示しているのみで事業者名が表記されていないため、窓としての性能を担保している者が明確でない。

これらの課題を解決し、窓の断熱性能に係る情報を一般消費者によりわかりやすく提供するため、次の改正を行いました。

- (1) ガラス及びサッシの表示制度を廃止し、窓表示へ一本化する。
- (2) 性能表示を行った者の名称又はブランドを併記し、窓としての性能を担保する者を明確にする。
- (3) 窓の熱貫流率の測定方法について、JIS A 4710の2004年版に定める方法に加え、「これと同等の方法」(ISO 12567-1に定める測定方法を想定)を追加する。

2. 今後の予定

公布：平成22年5月24日

施行：平成23年4月1日

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局住宅産業窯業建材課長 渡邊 宏

担当者：片桐、菱田

電話：03-3501-1511 (内線 3761~6)

03-3501-9255 (直通)

資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 坂本 敏幸

担当者：井上、鎌谷

電話：03-3501-1511 (内線 4541~6)

03-3501-9726 (直通)